## 清瀬市成年後見制度利用支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清瀬市地域生活支援事業実施要第3条第7項の規定に基づき、成年後見制度利用支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し、市長が民法(明治29年法律第89号)第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求(以下「審判請求」という。)をする場合における手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、市内に住所を有する判断能力が十分ではない精神障害者、知的障害者等(以下「対象者」という。)の権利利益を擁護し、成年後見制度の利用促進及び福祉の増進を図る ことを目的とする。

(審香請求の考察事項)

- 第3条 市長は、審査請求を行うかどうかの決定にあたっては、対象者に関し次の各号に掲げる 事項を総合的に考察して行うものとする。
  - (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度
  - (2) 対象者の配偶者及び四親等以内の親族(以下「親族等」という。)の存否、当該親族等 による対象者の保護の可能性及び当該親族等が審判請求を行う意思の有無
  - (3) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による対象者に対する支援策の効果
  - (4) 対象者の生活及び資産、収入の状況

(審判請求の手続)

第4条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続きは、家庭裁判所の 定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第5条 市長は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、審判 請求に係る費用(以下「審判請求費用」という。)を負担する。

(審判請求費用の求償)

第6条 市長は、前条の規定に基づいて負担した審判請求費用について、対象者又は親族等が負担するべき特別な事情があると判断した場合は、当該求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の命令に関する職権発動を促す申し立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

(成年後見人等の報酬に係る費用の助成)

第7条 市長は審判を受けた対象者が後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。) の報酬に係る費用を負担することが困難であると認めるときは、本人又は成年後見人等に助成金を支給するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。